

社会福祉法人 光洋福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人光洋福社会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員等に対して、理事会等の出席又はその他の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事会等と同日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、その業務に対する報酬は支給しないものとする。

3 役員等の報酬の額は、別表1のとおり支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

4 前項にかかわらず、外部において理事会及び評議員会を開催し、食事等の提供があった場合は、報酬を支払わないことができる。

5 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(評議員選任・解任委員への準用)

第3条 定款第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員については本規程の理事、監事、評議員の規定を準用する。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その都度、通貨をもって本人に支給する。

2 法令等に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

第1表(役員等の報酬)

役 職 名	報酬の額 (1回について)
評議員	7,000円
理事長	20,000円
常務理事	15,000円
理事長及び常務理事以外の理事、監事	7,000円

備考：源泉徴収税額控除後の金額とする。